

令和7年度 第12回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和8年3月10日(火) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所北館2階 第1・第2会議室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 石 黒 直 人 教 育 部 参 事 浅 井 努 教育部次長兼生涯学習課長 大 沼 賀 敬 教育部次長兼学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 長 瀬 尾 光 ス ポ ー ツ 課 長 高 山 敬 学 校 教 育 課 主 幹 神 谷 貢 代 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 小 崎 充 代 学 校 教 育 課 総 務 係 長 炭 竈 愛 子 学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長 嶋 中 三 奈
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和7年度第11回定例会会議録の承認について 日程第3 議案第2号 清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案 日程第4 議案第3号 令和8年度清須市教育委員会基本方針案 日程第5 議案第4号 清須市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案 日程第6 議案第5号 清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの一部改正について 日程第7 議案第6号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について 日程第8 議案第7号 県費負担教職員等の人事の内示について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 高 山 智 司 委 員 上 田 恭 子 委 員

議事の経過

○ 開会

天竺教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は、5名です。過半数の出席がありますので、只今から、令和7年度第12回清須市教育委員会定例会を開会します。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。
ここで、あらかじめ申し上げます。
委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、教育長を通して、お願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天竺教育長

日程第1「会議録署名委員の指名について」を行います。
会議録署名委員には、高山委員と上田委員を指名いたします。
よろしく願いいたします。

日程第2 令和7年度第11回定例会会議録の承認

天竺教育長

日程第2「令和7年度第11回定例会会議録の承認」を議題とします。
事務局より、説明をお願いします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。
それではお手元の令和7年度第11回清須市教育委員会定例会会議録案をご覧ください。
表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和8年2月18日、水曜日、午前10時30分開会でした。
出席委員につきましては、天竺教育長ほか3名の方が、ご出席いただきました。定例会に説明のため出席した者は、教育部長ほか9名でありました。
日程第1の会議録署名委員の指名をはじめ、日程第2の会議録の承認、日程第3「清須市文化財保護審議会委員の委嘱について」お認めいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから3ページまでとなります。
また、非公開の会議録がございます。こちらは非公開の議案として、日程第4「県費負担教職員の人事の内申について」をまとめた会議録となっております。
ご確認をお願いいたします。以上です。

天竺教育長

ありがとうございました。内容について、少しご確認のお時間を取りたいと思います。
これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
これより、採決をします。「令和7年度第11回定例会会議録の承認につ

いて」は、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、「令和7年度第11回定例会会議録の承認について」は、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、後藤委員と上田委員にご署名をお願いします。

日程第3 議案第2号 清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案

天竺教育長

議案第2号「清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案」を議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい。スポーツ課長の高山です。

議案第2号、清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。

令和8年3月10日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、情報通信の技術の利用による利用手続を拡充するため必要があるからです。

1枚おめくりください。改正文となります。

清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案。清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を次のように改正する。

もう1枚おめくりください。新旧対照表となります。

当該規則第2条、申請等の指定について、第6号に清須市春日B&G体育館、及び第9号に清須市修学旅行支援補助金を追加し、同規則第3条、処分通知等の指定として、第1号に清須市屋外社会体育施設、第2号に清須市立学校施設、第3号に清須市西枇杷島勤労福祉会館、第4号に清須市公民館、及び第5号に清須市春日B&G体育館の5施設を指定するものです。

一枚お戻りいただき、一番下をご覧ください。附則です。この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

天竺教育長

ありがとうございました。これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決をします。議案第2号「清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って議案第2号「清須市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 令和8年度清須市教育委員会基本方針案

天竺教育長

日程第4、議案第3号「令和8年度清須市教育委員会基本方針案」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

議案第3号、令和8年度清須市教育委員会基本方針案。

上記の議案を提出する。令和8年3月10日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、令和8年度清須市教育委員会基本方針及び方策を定める上で必要があるからです。

1枚おめくりください。令和8年度清須市教育委員会基本方針案になります。

委員の皆さまには、ご多用のところ、一度お目通しいただきまして、ありがとうございます。いただいたご意見等を踏まえまして、事務局で再度調製した部分を朱書きで示しております。

本会議では、調製した主な部分を抜粋して説明いたします。

まず、4ページです。一番下の黒丸の部分です。食育の日について、前回お示ししたのものには記載がありませんでしたので、追加しました。内容は、「毎月19日の「食育の日」には、旬の食材や地元産の野菜を使った献立を提供し、子どもたちの食に関する知識や郷土愛の向上を図ります。」となります。9ページをご覧ください。取組の方向性の囲いの中の、3行目に「ふれあいを大切にしたい」という文言を追加しました。その他、全体として、文末等の表現につきまして、調整し修正いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

天竺教育長

ありがとうございます。様々、委員の皆様から貴重なご意見をありがとうございました。そちらを踏まえた最終案ということになります。

それではこれより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決をします。議案第3号、令和8年度清須市教育委員会基本方針案について、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第3号、令和8年度清須市教育委員会基本方針案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 清須市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案

天竺教育長 日程第5、議案第4号「清須市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案」を議題とします。
事務局より、議案の説明をお願いします。
(教育部参事 挙手)
教育部参事。

教育部参事 教育部参事の浅井でございます。よろしくお願ひいたします。
議案第4号、清須市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案について。上記の議案を提出する。
令和8年3月10日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。
提案理由、この案を提出するのは、清須市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定める必要があるからです。
1ページおめくりください。こちらが、先日の総合教育会議でも議題にして、委員も皆様からご意見いただいた資料となります。変更点は特にございません。
こちらの計画をもとに、来年度、市内12校の教育職員の業務量管理・健康及び福祉の確保を図っていきたく思っております。
また、総合教育会議の中で、高山委員よりご意見いただいた「キャッチコピー」でございますが、現在、案を絞って検討中でございます。また後ほど、委員の皆様方からもご意見頂戴できましたらと思っております。
以上でございます。よろしくお願ひいたします。

天竺教育長 ありがとうございます。これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。
(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

それでは、私から1点。この件は実際には、各小中学校の校長先生方による学校経営方針と、やはり密接な関係を持つわけですが、校長会及び校長先生方への調整はできているのでしょうか。

教育部参事 はい、教育部参事の浅井でございます。実際こちらを作成するに当たって、まず清須市校長会の働き方改革部会という部会で内容をもんでいただきました。それを元に検討し、さらに12校の校長先生方にも資料をお配りして先生方のご意見をいただきながら、最終的にこの形になっておりますことを、ご報告させていただきます。以上です。

天竺教育長 ありがとうございます。他はよろしいですか。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決をします。議案第4号、清須市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案について、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第4号、清須市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの一部改正について

天竺教育長

日程第6、議案第5号「清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの一部改正について」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

(教育部参事 挙手)

教育部参事。

教育部参事

教育部参事の浅井でございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号、清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの一部改正について。上記の議案を提出する。

令和8年3月10日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由でございます。この案を提出するのは、清須市内中学校における適切な部活動の運営と指導等について、部活動の本来の意義を踏まえた上で、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現に資するものとなるよう総合的な指針の一部を見直す必要があるからです。

1ページおめくりください。今回一部改正するガイドラインのタイトルになります。もう1ページおめくりください。ここからが、ガイドラインの内容となります。

前回のガイドラインからの主な変更点を中心に説明させていただきます。令和7年度末をもって小学校の部活動が終了となりますので、ガイドライン内にあった小学校の表記は、タイトルも含めすべて削除してあります。

「1 本ガイドラインの趣旨」に明記させていただきましたが、本ガイドラインは、国が示す基本的な考え方や具体的な取組方針等をもとに、清須市の実態等を踏まえながら、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実を図るために「改革実行期間」における部活動改革推進に関する方向性を検討する期間における暫定的なものとし、今後、新たに清須市版の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が作成された時には、そちらのガイドラインに移行するものとするため、タイトルも「清須市内中学校部活動改革期暫定ガイドライン」としております。

続いて、「2 適切な部活動の運営と指導」の(1)適切な活動量の(ア)学期中ですが、週あたりの休養日を3日、平日2日と週末いずれか1日以上としました。そして、毎月2回は週末の2日間を休養日として設定します。

こちらについては、資料最終ページに「市内4中学校年間部活動休日計画表」を作成し、こちらは毎年更新しながら周知をしていこうと考えております。

あとは、2ページのエ「参加する大会・コンクール」と、3ページ(4)顧問の役割のウ「大会・コンクールでの役員」につきましては、積極的な見直し、負担軽減を図っていくことを明記しました。

前回からの主な変更点は、以上でございます。よろしく願いいたします。

天竺教育長

ありがとうございました。私からも少し補足します。一つ目は、先ほどの業務量管理・健康確保措置実施計画との整合性をやはり図っていくべきであろうという点。二つ目は、現在中学校の部活動の改革を進めはじめておりますが、将来的に、総合的な部活動の本市としてのガイドラインをつくっていくまでの意味合いとして、部活動改革期暫定ガイドラインとさせていただいたというところでございます。

内容について、少しご確認のお時間を取りたいと思います。

これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決をします。議案第5号、清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第5号、清須市内小中学校部活動指導ガイドラインの一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について

天竺教育長

日程第7、議案第6号「清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田です。

議案第6号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について。上記の議案を提出する。

令和8年3月10日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター給食用物資納入業者指定要綱第5条第1号の規定により、令和8年度及び令和9年度の給食用物資納入業者の指定について、承認を得る必要があるからです。

1ページおめくりください。令和8年度、及び令和9年度の指定業一覧表になります。

1番の一福屋から35番の株式会社ロークスカレー本舗までの業者でございます。市内業者が1番から16番まで、市外業者が17番から35番までの19業者となります。すべての業者が、前回から引き続きの指定申請となります。

なお、今回の指定に必要な書類につきましては、物資選定委員会の事務局であります学校給食センター管理事務所において、不備のないことを確認しております。書面によって物資選定委員に了承を得ております。

教育委員会における承認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

天竺教育長

ありがとうございました。これより、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、ございますでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決をします。議案第6号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。挙手全員です。従って、議案第6号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 県費負担教職員等の人事の内示について

天竺教育長

日程第8、議案第7号「県費負担教職員等の人事の内示について」でございます。

本議案は、人事に関する議案であり、公正かつ円滑な人事を確保する必要があるため、審議事項及び会議録について、非公開として進めたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(委員より、「なし。」の声あり)

それでは、全員ご異議なしと認め、非公開とします。

(※会議録は別途作成)

○ 閉会

天竺教育長

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これで、令和7年度第12回清須市教育委員会定例会を閉会します。

閉会 午前10時30分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天 埜 幸 治

署名委員 高 山 智 司

署名委員 上 田 恭 子